令和8年度　第1回　山形市成年後見推進協議会

日時　令和8年7月29日（水）　15:00～
会場　市男女共同参画センター　視聴覚室

次　第

1　開　　会

2　山形市挨拶

3　自己紹介

4　会長の互選、職務代理者の指名

5　会長挨拶

6　報　　告

（1）令和7年度における山形市の利用促進の取組状況について　…　資料１

（2）各団体・機関の活動状況について　　…　資料２

7　協　　議

（1）令和8年度における山形市の利用促進の取組について　…　資料３・３－２

8　情報共有

（1）成年後見制度法改正の状況について　　…　資料４

9　閉　　会

山形市成年後見推進協議会　委員名簿

任　期　令和8年4月1日から令和10年3月31日まで　　（敬称略、順不同）

番号	氏　　名	役　　職	備考
1	熊坂　聡	宮城学院女子大学教育学部教育学科　名誉教授	新
2	石垣　肇之	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長	
3	石沢　光康	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長	
4	手塚　敬一郎	山形県社会福祉士会　副理事長	新
5	中村　雄二郎	山形県行政書士会	欠席
6	後藤　和樹	山形さくら町病院　医療福祉相談室　室長	
7	石澤　章光	山形市民生委員児童委員連合会　常任理事	新
8	遠藤　暁子	山形県知的障がい者福祉協会　副会長 （わたしの会社　施設長）	新
9	種本　佳奈恵	山形市地域包括支援センター　権利擁護部会　代表 （地域包括支援センター）	新
10	佐田　静枝	山形市障がい者自立支援協議会 （地域活動支援センター おーる）	新
11	栗田　俊彦	やまがた市民後見サポートセンター　副理事長	
12	川井　幸樹 （代理：田島　幸）	山形県健康福祉部高齢者支援課長 （同課　主査）	

オブザーバー

1	佐藤　圭師	山形家庭裁判所　主任書記官	

山形市福祉推進部

1	平 吹 史 成 福祉推進部長
2	阿 部 伸 也 福祉推進部次長（兼）長寿支援課長
3	清 野　開 福祉推進部次長（兼）障がい福祉課長
4	加 藤 慶 子 長寿支援課課長補佐
5	清 野 信 哉 障がい福祉課課長補佐
6	進 藤 義 悦 長寿支援課課長補佐（兼）ようご支援係長
7	太 田 陽 子 障がい福祉課障がい福祉第二係長
8	渋 間 仁 敬 長寿支援課ようご支援係　社会福祉士
9	石 井 尚 希 長寿支援課ようご支援係　主事
10	大 津 菜 月 障がい福祉課障がい福祉第二係　主任精神保健福祉士
11	秋 場 凌 障がい福祉課障がい福祉第二係　主事

山形市社会福祉協議会（山形市成年後見センター）

1	高 瀬 謙 治 常務理事
2	佐 藤 貴 司 事務局長
3	結 城 英 彰 事務局次長（兼）成年後見センター長
4	児 玉 和 行 相談支援課　権利ようご係長
5	神 谷 晃 司 相談支援課　権利ようご係　主査
6	関 口 知 恵 子 相談支援課　権利ようご係　主任

資料　1

令和7年度における山形市の利用促進の取組状況

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)山形市成年後見推進協議会の開催

第1回…令和7年8月1日に開催。

山形市及び各団体の活動状況報告。事例検討による対応の流れの共有。

第2回…令和8年2月17日に開催。

令和8年度の取組の協議。「成年後見制度活用検討チェックリスト」使用状況報告。

(2)関係団体との連携

・令和8年2月24日「市福祉協力員連絡会地区代表者会議」にて制度周知啓発を行いました。
・令和8年3月に「民生委員児童委員協議会各地区定例会」にて制度周知啓発を行いました。
・令和8年3月に介護保険事業所への「集団指導」において制度周知啓発を行いました。

2. 周知・広報

成年後見制度の普及ならびに成年後見センターの広報、また関係機関と連携・調整を図るため下記のような広報・普及活動を行っています。

(1)成年後見センターチラシの作成、配布

成年後見センターのチラシを作成し、相談対応や各種研修会において配布しています。

(2)成年後見センターだより発行

成年後見制度の周知、センターからのお知らせ、広報を目的に発行しています。
令和7年度は、5月に500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。
また、令和8年1月にも500部を発行し、金融機関や包括、障がい相談支援事業所、ケアマネ、介護保険事業所等に配布しました。

(3)社協だより・ホームページへの掲載

社協だよりやホームページへ成年後見センターの紹介等を掲載し、広報・周知を図りました。

(4)外部会議における周知・広報(出前講座、研修会講師依頼等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	**16**	**8**	**8**	**13**	**7**	**11**	**18**	**12**	**10**	**11**	**12**	**11**	**137**
令和6年度	2	15	3	5	3	2	8	12	12	15	6	11	94
令和5年度	0	3	3	2	1	5	4	2	1	4	0	1	26

実績:民児協定例会、認知症カフェ、介護保険施設、山形県高次脳機能障がい者友の会、
各地域包括支援センター、市民向け、各種ケア会議等

●内容

成年後見制度や成年後見センターの概要、現状、相談内容など対象者に合わせて説明を行っています。

(5)成年後見制度市民セミナーの開催

令和7年9月30日「もっと身近に成年後見制度～気になるお金と住まいと介護のこと～」と題し、成年後見制度の活用法についてのセミナーを開催しました。

30名の参加者があり、セミナー後の個別相談にも14組が参加しました。

3. 相談対応

成年後見制度の利用に関する相談・個別の相談ケースの対応、申し立て手続きに対する助言、書類の書き方などの支援を行っています。

●相談対応を行う職員への研修

・「地域包括支援センター権利擁護部会」にて新任職員を中心に申立て状況の共有を行いました。

・後見センター内部で、制度の確認、事例検討等の内部研修を月1回程度実施しました。

●令和5年度からの山形市成年後見センター事業相談及び問合せ状況

(1)相談・問い合わせ状況

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
相談内訳	高齢者	初回	18	19	29	31	25	35	19	26	22	26	17	22	289
		継続	7	13	25	24	23	24	16	17	15	18	16	19	217
	障がい者	初回	3	7	7	3	8	6	5	2	6	7	6	5	65
		継続	0	3	7	1	1	3	3	0	1	1	3	4	27
	その他	初回	10	6	3	5	5	5	5	5	3	6	3	1	57
		継続	2	0	0	2	0	2	2	0	1	0	0	0	9
	令和7年度　計		**40**	**48**	**71**	**66**	**62**	**75**	**50**	**50**	**48**	**58**	**45**	**51**	**664**
	高齢者	初回	29	24	16	31	23	34	28	29	29	16	20	29	308
		継続	12	10	11	17	8	17	25	12	16	10	9	19	166
	障がい者	初回	4	3	2	6	9	5	9	6	6	6	11	3	70
		継続	2	1	3	5	2	3	4	6	2	1	5	8	42
	その他	初回	5	7	2	3	7	3	2	3	4	2	2	4	44
		継続	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	6
	令和6年度件数		53	46	35	62	49	63	68	57	57	35	47	64	636
	令和5年度延べ件数		33	37	38	17	53	25	29	25	49	39	33	26	404

※初回・・初めてセンターに入った相談　※継続・・2回目以降の相談

(2)相談連絡方法別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
問合件数	電　話	高齢	12	18	39	39	43	35	18	21	20	31	21	30	327
		障がい	2	8	9	3	6	5	3	1	4	7	2	4	54
		その他	9	5	3	6	3	3	6	1	4	4	2	1	47
	来　所	高齢	11	12	14	11	2	20	11	17	14	10	8	4	134
		障がい	1	1	4	1	2	2	5	1	2	0	4	1	24
		その他	3	1	0	1	2	4	1	4	0	2	1	0	19
	訪　問	高齢	2	2	1	5	3	4	6	5	3	3	4	7	45
		障がい	0	1	1	0	1	2	0	0	1	1	3	4	14
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和7年度　計		**40**	**48**	**71**	**66**	**62**	**75**	**50**	**50**	**48**	**58**	**45**	**51**	**664**

(3)相談者別内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
問合・相談者	本　人	高齢	4	6	3	6	1	10	6	2	3	1	5	1	48
		障がい	0	3	4	0	1	2	0	0	0	0	3	1	14
		その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	令和7年度合計		**6**	**9**	**7**	**7**	**2**	**12**	**6**	**2**	**3**	**3**	**8**	**2**	**67**
	令和6年度合計		5	8	6	4	3	16	7	6	7	4	6	7	**79**
	令和5年度合計		4	4	0	3	4	4	5	4	12	6	1	3	50
	親　族	高齢	10	10	10	8	6	13	8	9	12	11	6	5	108
		障がい	0	1	2	0	2	4	4	1	0	1	1	1	17
		その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	令和7年度合計		**10**	**11**	**12**	**8**	**8**	**17**	**12**	**11**	**12**	**12**	**7**	**6**	**126**
	令和6年度合計		13	8	8	18	11	16	15	13	15	7	11	18	**153**
	令和5年度合計		5	10	12	6	21	7	13	5	9	16	9	7	120
	山形市役所	高齢	1	8	4	6	9	10	4	8	5	4	2	8	69
		障がい	0	1	0	2	0	1	0	0	2	3	0	1	10
		その他	0	0	1	3	1	0	2	1	1	0	0	0	9
	令和7年度合計		**1**	**9**	**5**	**11**	**10**	**11**	**6**	**9**	**8**	**7**	**2**	**9**	**88**
	令和6年度合計		4	1	2	7	3	4	6	4	2	0	2	4	**39**
	令和5年度合計		0	3	2	1	4	1	1	1	2	3	5	2	25
	地域包括支援センター	高齢	1	0	2	5	2	4	1	5	0	2	2	5	29
		障がい	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		その他	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	5
	令和7年度合計		**1**	**0**	**2**	**6**	**4**	**4**	**2**	**5**	**0**	**3**	**3**	**5**	**35**
	令和6年度合計		1	2	1	2	4	3	6	0	1	1	2	3	**26**
	令和5年度合計		0	0	4	2	2	1	1	0	6	0	2	0	**18**
	居宅・福祉関係者	高齢	4	6	25	16	18	14	10	11	6	10	10	12	142
		障がい	2	1	4	1	0	0	0	1	2	2	0	1	14
		その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	令和7年度合計		**6**	**7**	**29**	**17**	**18**	**14**	**11**	**12**	**8**	**13**	**10**	**13**	**158**
	令和6年度合計		14	10	10	17	12	16	18	15	16	19	14	14	**175**
	令和5年度合計		15	12	11	2	13	8	5	6	14	5	5	5	**101**
	社　協	高齢	1	1	0	6	3	1	3	1	1	2	0	2	21
		障がい	0	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	6
		その他	5	5	1	2	1	2	2	1	2	0	1	0	22
	令和7年度合計		**6**	**8**	**2**	**9**	**4**	**3**	**5**	**2**	**5**	**2**	**1**	**2**	**49**
	金融機関	高齢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	令和7年度合計		**3**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**1**	**0**	**0**	**4**
	病院	高齢	1	1	6	2	6	3	1	0	1	4	3	3	31
		障がい	0	1	3	0	4	1	0	0	0	0	1	4	14
		その他	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	令和7年度合計		**1**	**3**	**9**	**2**	**10**	**5**	**1**	**0**	**1**	**4**	**4**	**8**	**48**
	障がい相談支援事業所	高齢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		障がい	0	1	1	0	2	1	1	0	1	2	2	0	11
		その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	令和7年度合計		**0**	**1**	**2**	**0**	**2**	**1**	**1**	**0**	**1**	**2**	**2**	**0**	**12**
	その他	高齢	3	0	4	6	3	4	2	7	9	9	5	5	57
		障がい	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	6
		その他	2	0	1	0	1	4	2	2	1	2	1	0	**16**
	令和7年度合計		**6**	**0**	**5**	**6**	**4**	**8**	**6**	**9**	**10**	**11**	**8**	**6**	**79**
	令和6年度合計		15	10	6	12	4	4	14	10	12	1	9	15	**112**
	令和5年度合計		5	6	6	3	8	4	4	6	3	9	9	5	**68**

令和6年度までは、「社協・金融機関」として集計、また、「その他」に「病院」「障がい相談支援事業所」を含んでいたため、この4項目には令和5・6年度の件数がありません。

（4）相談内容内訳

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談内容	成年後見制度について	高齢	13	12	20	17	11	28	16	11	10	16	8	11	173
		障がい	0	1	8	1	3	6	4	1	1	1	3	3	32
		その他	2	1	0	1	2	0	1	1	1	1	1	0	11
	令和7年度合計		15	14	28	19	16	34	21	13	12	18	12	14	216
	令和6年度合計		23	22	17	12	25	38	21	26	27	16	30	29	286
	令和5年度合計		18	20	23	8	26	13	14	14	19	22	13	12	202
	申立・手続・説明・支援	高齢	7	7	15	12	8	8	6	8	7	12	6	11	107
		障がい	0	1	9	0	2	3	2	0	4	1	2	3	27
		その他	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	5
	令和7年度合計		7	9	24	12	12	11	8	8	12	13	9	14	139
	令和6年度合計		14	8	13	15	16	22	20	14	11	5	13	21	172
	令和5年度合計		8	11	12	6	17	6	10	3	10	11	5	5	104
	金銭・財産について	高齢	17	19	33	36	42	38	16	27	17	16	24	18	303
		障がい	2	5	7	2	4	2	2	2	5	5	4	6	46
		その他	2	0	0	0	0	1	0	2	1	1	1	2	10
	令和7年度合計		21	24	40	38	46	41	18	31	23	22	29	26	359
	令和6年度合計		17	25	15	31	19	38	35	25	29	27	27	37	325
	令和5年度合計		12	10	14	6	24	10	10	3	23	13	16	12	153
	将来に対する不安	高齢	18	23	26	37	29	45	21	31	19	26	24	32	331
		障がい	3	7	8	2	5	8	2	1	5	3	7	7	58
		その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3
	令和7年度合計		21	30	34	39	34	54	23	33	24	30	31	39	392
	令和6年度合計		23	23	17	27	19	35	29	22	23	25	15	32	290
	令和5年度合計		12	11	15	2	18	10	13	7	31	10	14	11	154
	後見人業務について	高齢	7	7	18	13	8	9	5	14	12	12	5	7	117
		障がい	0	0	5	2	3	2	1	1	1	1	1	2	19
		その他	2	0	1	2	1	3	2	0	2	3	1	1	18
	令和7年度合計		9	7	24	17	12	14	8	15	15	16	7	10	154
	令和6年度合計		14	17	7	15	12	15	10	12	10	2	9	14	137
	令和5年度合計		6	6	9	2	17	6	3	4	9	11	5	8	86
	後見センターについて	高齢	0	1	2	1	0	2	2	2	2	1	3	1	17
		障がい	0	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	5
		その他	4	4	1	5	2	3	3	0	2	1	0	0	25
	令和7年度合計		4	5	4	8	3	5	5	2	5	2	3	1	47
	令和6年度合計		3	9	3	2	2	6	4	4	8	2	2	2	47
	令和5年度合計		2	1	2	1	1	3	4	2	0	6	2	2	26
	その他	高齢	0	1	2	1	5	1	2	2	2	6	3	1	26
		障がい	0	1	0	0	1	0	3	0	0	1	0	1	7
		その他	6	5	0	0	3	1	3	4	0	3	2	0	27
	令和7年度合計		6	7	2	1	9	2	8	6	2	10	5	2	60
	令和6年度合計		6	2	5	5	4	6	5	3	5	0	6	6	53
	令和5年度合計		3	2	5	3	3	2	3	5	6	2	4	4	42

4. 制度利用促進

●後見人等受任者調整

親族による申立が見込まれない相談ケースについては関係会議を開催し、課題にあった第三者成年後見人が受任されるよう調整を行っています。

(1)ケース会議(毎月第二火曜日に定例開催)

メンバーは、山形市長寿支援課ようご支援係、障がい福祉課障がい福祉第二係、成年後見センター担当。

(2)ケース方針調整会議(毎月1回開催)

メンバーは、山形県弁護士会、リーガルサポート山形支部、ぱあとなあ山形、山形市社会福祉協議会法人後見の第三者受任機関より1名委員を選出いただいています。

事務局として山形市長寿支援課、障がい福祉課、成年後見センターが運営しています。

R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	5	3	3	8	7	4	8	3	1	4	5	7	58
ケース方針調整会議	5	3	3	7	7	4	7	3	1	4	5	7	56
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

市長申立状況
41件(長寿支援課)
3件(障がい福祉課)
合計　44件

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	52
障がい者	4
合計	56

類型別	件数
後　見	34
保　佐	11
補　助	2
未　定	9
合計	56

受任調整先	件数
県弁護士会	3
リーガル	8
ぱあとなあ	17
市社協	23
市民後見人	4
保留	1
合　計	56

※課題解決後リレー　2件

R6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	1	2	4	4	4	0	5	5	2	3	3	3	36
ケース方針調整会議	1	2	4	3	4	0	5	4	2	3	3	3	34
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
調整保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	32
障がい者	2
合計	34

類型別	件数
後　見	25
保　佐	6
補　助	1
未　定	2
合計	34

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	6
ぱあとなあ	15
市社協	9
市民後見人	2
保留	0
合　計	34

※課題解決後リレー　2件

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
ケース方針調整会議	2	5	3	4	4	4	5	2	4	0	3	8	44
内、リレーケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整保留	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2

市長申立状況
29件(長寿支援課)
4件(障がい福祉課)

※6月会議に2月保留案件の再調整が1件含まれている。6月の保留案件は翌月に調整済み。10月の保留案件は、再調整前に本人死亡。

調整会議にかけられた案件の状況(リレーケース含む)

種別	件数
高齢者	39
障がい者	5
合計	44

類型別	件数
後　見	29
保　佐	14
補　助	1
未　定	0
合計	44

受任調整先	件数
県弁護士会	2
リーガル	3
ぱあとなあ	16
市社協	21
市民後見人	1
保留	2
合　計	45

※課題解決後リレー　4件

※リーガルと市社協による複数後見　1件

●市民後見人の養成

※令和6年度より山形県において養成研修を行っているため、山形市での講習は開催していません。
令和6及び7年度の「山形県市民後見人養成研修」修了者で、山形市での活動を希望する方、計16名を対象に、令和7年度中に「山形市の福祉施策」の補講を行いました。
・そのうち、市民後見人活動を希望する8名を対象に登録選考面接を行い、全員名簿登録しております。
・市民後見人活動を希望しない方には福サ支援員を紹介し、3名が活動しております。

(1)市民後見人名簿登録推移

	修了者累計(※1)	登録者(※2)	受任者(※3)
H28	22(22)		0
H29	34(12)	14	1
H30	45(11)	23	4
H31	58(13)	28	6
R2	69(11)	37	3
R3	77 (8)	46	3
R4	86 (9)	48	7
R5	**87 (9)**	**49**	**8**
R6		**30**	**7**
R7		**28**	**10**

※1 ()内は当該年度の山形市基礎講習修了者数。
※2 前年度までの修了者で、当該年度の5月に家裁に登録した人数。
講習を修了しても、市民後見人登録を希望しない修了者もいる。
※3 受任者は年度内の最大値

★令和8年4月名簿登録者数…31名

(2)養成講習及び県研修修了者への支援

上記の県研修修了者補講をフォローアップ講習として開催し、市民後見人候補者14人が受講しました。

●令和7年度における市長申立事務状況

市長申立案件と判断してから申立てまでの期間につきましては概ね5ヶ月となっております。
申立までに時間を要する要因としては「親族確定(戸籍調査)・調整」「本人の状況把握」があります。
相談段階で戸籍調査を開始する、調査中でも受任者調整会議に諮る等、円滑な事務遂行を進めます。

●後見人等報酬助成

令和7年度		令和6年度		令和5年度	
高齢者	61	高齢者	52	高齢者	46
障がい者	7	障がい者	5	障がい者	7
計	68	計	57	計	53

5. 後見人支援について

(1)後見支援チーム会議

市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、後見人や関係者が、情報共有や支援の方向性を検討する後見支援チーム会議を開催しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	**2**	**1**	**0**	**4**	**4**	**3**	**2**	**4**	**4**	**4**	**5**	**1**	**34**
令和6年度	2	2	2	3	1	1	1	6	1	0	0	6	25
令和5年度	0	2	0	3	1	3	5	2	4	4	3	2	29

(2)後見支援チーム会議への専門職派遣

後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職を派遣し、課題解決に向けたアドバイスが得られるように支援しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
令和5年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	0	0	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	5

(3)利用支援事業周知リーフレットの作成・周知

1,000部作成し、ケアマネ等専門職向け研修等で配布しました。

資料　2

報告(2)　各団体・機関の活動状況

団体名	山形県弁護士会
活動状況	1　年1回の後見実務研修(裁判官講師)。 2　弁護士会の後見メーリングリストでの後見実務の情報共有。 3　各市町村の受任者調整会議への弁護士の派遣。 4　裁判所との協議会の実施。
団体名	成年後見センター・リーガルサポート山形支部
活動状況	1　専門職団体として、山形市、天童市、置賜地域、鶴岡市等の各地域の成年後見センターに委員として派遣している。(要請があれば随時対応) 2「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」に参加し、専門職団体、山形県と相互の情報交換を行っている。 3　山形県司法書士会との共催で毎月第3木曜日の午後6時から8時に無料電話相談会を実施している。 4　リーガルサポートの会員に対して、受任事件の報告を受けフォローする取組を行っている。
団体名	山形県行政書士会
活動状況	1　成年後見に関する相談会の開催(令和8年2月) (公社)コスモス成年後見サポートセンター山形県支部主催の一般市民向けの成年後見相談会を開催した。 2　成年後見に関する研修会の開催(令和8年3月) 山形県行政書士会会員に対して、成年後見に関する研修会を開催し、成年後見制度の理解を深めた。※講師:山形家庭裁判所書記官
団体名	医療機関(山形さくら町病院)
活動状況	患者からの希望がある場合に診断書を作成している。 また、通院中、入院中の患者に対し必要時には制度の説明や利用促進を行っている。
団体名	山形市民生委員児童委員連合会
活動状況	山形市民生委員児童委員連合会は 30 地区の協議会で構成されているが、去年は 3 年に一度の改選期にあたり令和 7 年 12 月より各地区とも新たなメンバーを含めスタートした。 新任の方への成年後見制度の周知や活動状況の報告を、行政や各地区の地域包括支援センターの協力を得ながら活動していきたい。

団体名	山形県社会福祉士会
活動状況	1　目　的　　成年後見センターぱあとなあ山形運営規程に則り、適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進等に資する研修等の企画・運営・調査等を行う。 2　ぱあとなあ山形の運営・名簿登録者の管理 ⑴　名簿登録者の管理　・活動報告書のチェック事業（2月） ⑵　ぱあとなあ山形運営委員会の開催（年6回） 令和8年4月20日（月）、6月15日（月）、8月17日（月）、10月19日（月）、12月14日（月）、令和9年3月8日（月）に Zoom を利用し、18:30 から開催。 ⑶　成年後見人等受任会員への支援体制の強化 事例検討会、学習会、情報交換会などを開催 ⑷　基本実務研修の実施 令和8年6月27日（土）に Zoom を利用し10時～12時にて実施 ⑸　業務監査委員会の開催（年2回実施　9月・3月） 3　市町村の中核機関・制度利用促進施策に対する協力 ⑴　中核機関の設置検討・準備、受任調整会議等への運営委員又は会員派遣 ⑵　市町村計画策定等への運営委員又は会員派遣 4　住民・支援関係機関向け相談会及び講座の開催・協力 ⑴　中核機関等で実施される住民講座への講師の運営委員又は会員の派遣 ⑵　こまくさ連絡会や関係機関と連携した相談会・研修会の実施 5　日本社会福祉士会主催等の研修・会議への参加 ⑴　都道府県「ぱあとなあ」担当者会議（東京開催） ⑵　厚生労働省等が実施する制度利用促進にかかる各種研修・会議 6　成年後見に関する電話相談・来所相談・訪問相談への対応 ⑴　成年後見制度・権利擁護に関する随時相談対応 ⑵　社会福祉士会事務局での相談受付 ⑶　その他、必要時に会員を調整し、訪問相談等で対応 7　法人後見業務の実施 業務執行者を「ぱあとなあ山形」会員に依頼し、ぱあとなあ山形運営規程、同法人後見運営規程、同法人後見事務取扱細則に則り業務の実施 8　山形県委託事業。成年後見制度利用促進事業の実施 ⑴　研修会の実施 ・市町村長申立てに関する研修会　　・意思決定支援に関する研修会 ⑵　専門職派遣事業 成年後見制度対応専門職チーム派遣 9　成年後見人材育成研修及び、成年後見名簿登録研修の実施 ⑴　成年後見人材育成研修 令和8年7月25日（土）、8月22日（土）、9月26日（土）、10月24日（土） ⑵　成年後見名簿登録研修 令和8年11月14日（土）

団体名	山形県知的障がい者福祉協会
活動状況	成年後見推進についての取り組みは、今のところ各施設に任せている状況である。 昨年度は実施できていないが、例年は協会会員の事業所に向けて権利擁護に関する研修会や後見制度についての情報提供を行っている。
団体名	山形市障がい者自立支援協議会
活動状況	各事業所の個別ケースの中で、必要に応じて相談に応じている。高齢の家族から障がい抱える子や兄弟の家族亡き後を心配しての相談も少なくなく、相談支援事業所から成年後見制度等の情報提供や成年後見センターに繋ぐ等の対応を取っている。
団体名	山形市地域包括支援センター権利擁護部会
活動状況	1. 成年後見制度に関する相談の状況 ・各センターで差はあるものの、令和 7 年度の相談件数は年間 1～6 件であった。 ・相談内容は、独居や身寄りのない高齢者、認知症等による判断能力の低下に伴う金銭管理、施設入所、契約手続きに関するものが中心であった。 ・地域住民から制度について直接相談が寄せられるケースよりも、地域包括支援センターやケアマネジャー、市が支援を進める中で制度の必要性を把握し、利用を提案するケースが多く、市長申立てや法人後見につながった事例も報告された。 2. 成年後見制度の周知・啓発活動の状況 包括だより等の広報誌への掲載をはじめ、民生委員・児童委員協議会、地域サロン、認知症カフェ、住民向け講座などを活用した情報提供が各センターで実施されていた。 また、成年後見センターや専門職と連携した講座の開催など、地域の実情に応じた普及・啓発にも取り組まれていた。 3. 成年後見制度に関する課題 最も多く挙げられた課題は、申立てから後見人選任までに時間を要することであった。 その間の金銭管理や施設入所支援、各種契約手続きなどを地域包括支援センター等が担う場面も多く、支援者の負担が大きいことが共通した課題として挙げられた。 また、制度に対する住民や医療機関等の理解不足、任意後見制度の認知不足、身寄りのない方への支援、医療同意や死後事務など成年後見制度では対応できない課題も指摘された。 今後は、制度のさらなる普及・啓発に加え、地域包括支援センター、成年後見センター、市、医療・介護関係機関が連携し、制度を必要とする方を適切な時期に利用へつなげる支援体制の充実が重要である。

団体名	やまがた市民後見サポートセンター
活動状況	1 専門職後見人からの受託事業（空き家管理）。 2 終活講演会開催2月。 3 任意後見受任内容の点検。 4 個別相談への対応。
団体名	山形県健康福祉部高齢者支援課
活動状況	1 山形県成年後見制度利用促進会議 専門職団体、当事者団体、市町村、家庭裁判所その他関係団体と県及び市町村の成年後見制度利用促進施策に関する協議を実施。 2 市町村長申立てに関する研修会・意思決定支援に関する研修会 県社会福祉士会に委託し、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員等を対象とした各研修会を実施。 3 市民後見人の養成に関する研修会 地域包括支援センター等協議会に委託し、市民後見人、法人後見の支援員、日常自立支援事業の生活支援員等を養成する研修会を実施。 4 法人後見実施団体の養成に関する研修会 県社会福祉協議会に委託し、市町村社会福祉協議会などによる法人後見の推進に係る研修会を実施。
団体名	山形家庭裁判所
活動状況	1 制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明（講師派遣等）、各種統計資料等の数値を提供。 2 地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、県・自治体担当者との意見交換。 3 県による自治体担当者向け研修会、自治体が主催する協議会等へのオブザーバー参加。 4 受任者調整会議へのオブザーバー参加。 5 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力。

資料　3

令和8年度　山形市の成年後見制度利用促進の取組

●「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直し

「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しを行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

「山形市高齢者保健福祉計画（第９期介護保険事業計画）」の中に位置づけている「山形市成年後見制度利用促進基本計画」について、「第１０期」計画策定に伴い、内容の見直しを行う。　→資料 3-2

・従来同様、「山形市高齢者保健福祉計画（第１０期介護保険事業計画）」の中に位置付ける。

・国次期計画の内容について情報収集し、必要な内容を反映させる。

1. 地域連携ネットワークの強化

(1)「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。　【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】

(2) 成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例紹介等を行う。

【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター等、民生委員児童委員、福祉協力員】

・各種団体と連携し、効果的な制度周知方法を検討、実施する（医療機関、金融機関　等）。

・民生児童委員、福祉協力員、介護事業所等、既に制度説明を行っている団体には、引き続き情報共有を行うとともに、事例紹介等、より深化した方法を検討する。

(3) 制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

【実施主体：山形市、成年後見センター】

・民生児童委員、福祉協力員に引き続き情報共有を行うとともに、事例紹介等の機会を検討する。

・町内会・自治会においては、制度周知の機会を検討する。

2. 周知・広報

(1) 成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等】
・各種研修会等の機会にパンフレットを活用して制度説明を行う。 ・センターだよりを７月に５００部発行。従来の配布先に加え、公民館・コミュニティセンター等にも配布した。令和９年２月にも同部数を発行予定。

(2) 市民へのより効果的な制度周知のため、「広報やまがた」や「市公式ホームページ」への掲載に加え、SNS を活用した周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
・現在の「市公式ホームページ」掲載内容を改善する。 ・ＬＩＮＥでの周知等、効果的なＳＮＳ活用方法を検討する。

(3) 民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター、民生委員・児童委員】
「取組１-(2)及び(3)」と同様、各機関と連携し、効果的な周知方法を検討する。

(4) 関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
引き続き、金融機関、障がい相談支援事業所へパンフレット及びセンターだよりにて周知を行い、医療機関等にも拡大する。

(5) 地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する「出前講座」を開催する。 【実施主体：成年後見センター】
引き続き開催について周知を行う（６月までに１回実施：滝山圏域内居宅介護支援事業所連絡会）。

⑹ 成年後見制度「市民セミナー」を開催する。　【実施主体：成年後見センター】
令和８年１１月５日（木）に「権利ようごフェス」として開催予定。 従来の制度講義に加え、各種活動紹介ブースの設置、市民後見人活動紹介等を行う。

⑺ 任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
引き続き周知ツールへの各種類型の掲載を行う。制度の実情を把握し、掲載内容を検討する。

3. 相談対応

⑴ 「総合相談窓口＝成年後見センター」「身近な相談窓口＝地域包括支援センター・障がい相談支援事業所」等、支援が必要な方のニーズに応じた相談窓口の周知を行う。 相談においては、相談者のニーズに応じた適切な対応を行うため、専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談や生活サポート相談等の関係機関と連携して対応する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所　等】
・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」「障がい者福祉制度利用のしおり」等に相談窓口を掲載した。 ・障がい福祉制度説明会において、市民に対して制度の利用や相談窓口の周知を行う。 ・福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口との情報交換を行いながら、連携した対応を行う。

⑵ 相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所等の職員に対する研修を実施する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所　等】
・後見センター：制度の確認、事例検討等の内部研修を月１回実施している。 ・包括、相談支援事業所：「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の使用拡大を図る。

4. 成年後見制度利用促進

⑴ 市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、福祉サービス利用援助事業生活支援員としての活動を推進する。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
・受任者調整会議における専門職からのリレー案件及び直接受任増加のための検討、調整を継続する。 ・市民後見人候補者の資質向上のためのフォローアップ講習を開催する。

⑵ 市民後見人及び候補者の交流・情報交換を行う「市民後見人連絡会」を開催するとともに、同組織による「出前講座」「市民セミナー」の運営を支援する。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
取組２-⑹にある「権利ようごフェス」における「市民後見人活動報告」準備のため、「フォローアップ講習会＝市民後見人連絡会」を開催する。 「権利ようごフェス」の運営協力に加え、「出前講座」への協力を依頼し、市民後見人候補者による、地域における制度の周知啓発活動を推進する。

⑶ 専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会、市社協】
毎月定例で開催し、受任者調整を行っている（６月までに１２件：高齢者１１件、障がい者１件）。

⑷ 成年後見制度市長申立てを実施する。【実施主体：山形市】
６月までに５件（高齢者４件、障がい者１件）の市長申立を行った。

⑸ 後見人等報酬助成を実施する（本人・親族申立てを含む）。【実施主体：山形市】
・６月までに１６件（高齢者１５件、障がい者１件）の助成を行った。 ※R7 の市長申立件数が多いため、報酬助成件数の増加が想定される。

5. 後見人支援の推進

(1) 本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催し、情報共有を行う。 後見活動開始後も、チームで連携した対応を行う体制を構築する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、関係機関】
６月までに７件（高齢者６件、障がい者１件）の後見支援チーム会議を実施した。

(2) 専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、引き続き周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。 【実施主体：山形市、成年後見センター、県弁護士会、リーガルサポート山形支部、県社会福祉士会】
「利用支援事業周知リーフレット」により専門職派遣事業の周知を行い、利用を促す。

(3) 親族申立案件及び親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、円滑な後見活動を支援する。 【実施主体：山形市、成年後見センター】
専門職、家庭裁判所との連携を行い、親族申立案件や親族後見人の情報収集を行い、「利用支援事業周知リーフレット」の配布等、効果的な周知啓発方法について検討を行う。

資料　３－２

「山形市成年後見制度利用促進基本計画」見直しの基本的な考え方について

「山形市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しにつきましては、下記のとおりの考え方にて行います。委員の皆様からのご協力をよろしくお願いします。

見直しの考え方

●これまで同様、「第10期介護保険事業計画」に成年後見制度利用促進の取組を記載することにより、「山形市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付ける。

●現在の計画は、令和6年度からの「第9期介護保険事業計画」と同時に策定したものであり、取り組みの実施から2年しか経過していないため、基本的には現計画の構成を踏襲し、内容を修正したものとする。

●「国第二期成年後見制度利用促進基本計画」が今年度で計画期間終了を迎えるため、法改正を踏まえた、令和9年度からの次期計画が策定される予定である。
市計画に国次期計画の内容を反映させる方針であるが、現時点では具体的な内容が示されていないため、進捗状況によっては、令和9年度以降の「具体的取組」の中で国次期計画の内容を反映することとする。

今後のスケジュール

・令和８年　７月　　令和８年度第１回協議会にて、骨子案を提示。

～　事務局にて原案を作成し、秋頃に委員へ意見聴取を行う。
　　意見を受けて事務局にて修正し、計画本文を作成　～

・令和８年１２月　　山形市社会福祉審議会にて第１０期計画全体案を諮問。
・令和９年　１月　　山形市社会福祉審議会にて第１０期計画全体の答申。
・令和９年　２月　　令和８年度第２回協議会にて、答申結果を報告。
　　見直し案を基にした「令和９年度取組」を協議。
・令和９年　３月　　第１０期計画策定。
・令和９年　４月～　第１０期計画の実施。完成版を委員に配布。

骨子案　山形市高齢者保健福祉計画（第１０期介護保険事業計画）

前　文

●第１０期介護保険事業計画策定にあたって実施した「高齢者実態調査」における「成年後見制度の認知度」の結果を受けた現状を記載。

●「成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けることを記載。

●国における法整備等の経緯、国次期計画の概要を記載。

★進捗について情報収集。

●山形市における従来の取組を評価し、引き続き、下記①から⑤までの取組を改善・推進することについて記載。

① 地域連携ネットワークの強化

●山形市成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークの強化。

●家庭裁判所、専門職団体、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員・児童委員、消費生活センター、金融機関等との連携をより一層強化。

●関係者と連携し、制度利用が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるアウトリーチを推進。

② 周知・広報

★前文の欄記載の、「高齢者実態調査」における「成年後見制度の認知度」の結果を受けて必要な取り組みを検討。

●民生委員・児童委員、福祉協力員等の地区関係者との連携。

●医療機関、介護サービス事業所、金融機関等への周知。

●ホームページ、ＳＮＳの活用による効果的な周知。

●成年後見センターによる「出前講座」「成年後見制度市民セミナー」開催。

●任意後見、保佐、補助の利用促進のための効果的な周知。

③ 相談対応

●「総合相談＝後見センター」「身近な相談＝地域包括支援センター」など、ニーズに応じた相談窓口の周知。

●「山形市後見制度活用検討チェックリスト」の活用、関係機関への共有。

●専門職団体、法テラス、福祉まるごと相談等、必要に応じた専門機関との連携。

④ 成年後見制度利用促進

●引き続き専門職団体と連携し、専門職後見人の受任者調整を行う。

●山形県において令和６年度から実施している「市民後見人養成研修」修了者の受け入れを継続。

●「市民後見人連絡会」活動（地域への周知啓発、出前講座等の運営）推進。

●福祉サービス利用援助事業利用者に対する円滑な後見制度利用移行の支援。

●後見制度利用市長申立て、後見人への報酬助成の実施。

⑤ 後見人支援の推進

●親族後見人、市民後見人のみならず、専門職後見人についても相談・助言を受けることが出来るような連携体制の構築。

●「後見支援チーム会議」の開催。

●親族申立て等のケースへの支援チーム立ち上げ等の支援。

資料　4

「成年後見制度法改正」について

成年後見制度を見直す改正民法が6月17日に国会で成立した。

法務省ホームページに掲載されている資料（次ページ～）からは、下記のような改正内容となる。

一度利用すると死亡するまで続く終身制を廃止し「終われる」制度に改める。
ニーズに合わせ「必要な時に必要なことだけ」のスポット利用も可能とする。

- ●本人の判断能力に応じて分けられる「後見」「保佐」「補助」の３類型を、代理権・取消権を付与する「補助」に一元化。
- ●「事理弁識能力が不十分」「本人の同意」「制度利用の必要性」の条件を満たせば、家庭裁判所が支援対象行為や担当者を決定する。
- ●担当者に年１回の状況報告を義務付け、制度利用の必要が無くなったと家庭裁判所が認める時は、申立て又は職権で終了させることが出来る。
- ●当事者が判断能力を常に欠く場合、例外として本人に不利益となる契約等を取り消せる「特定補助」の仕組みを設ける。

今後について

この改正内容は公布（令和８年６月２４日）から２年６カ月以内に施行される。

今後、国及び県からの情報並びに本協議会における協議を通し、以下の点などについて整理していく。

●関係機関への法改正内容及び新たな利用体制の周知

当協議会におけるネットワークを活用した周知及び連携が必要になる。

●制度終了後の本人への支援体制を構築した上での手続き

「司法（家庭裁判所）」と「福祉（社会福祉協議会等）」の連携が必要になる。

委員の皆様から、効果的に進める方法についてご意見を伺いたい。

また、現段階でご意見や懸念される点などがあればご教示いただきたい。

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和８年６月24日公布

令和8年6月
法務省民事局

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月　法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会　調査審議開始
令和8年	2月　法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月　法律案閣議決定 6月　参議院本会議において法律案が可決・成立（令和８年６月24日公布）

法定後見制度　本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し＋特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
  - ・本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止　【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
  - ・事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能　【民法10条】（新旧p6-7）
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
  - ・利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能　【民法12条】（新旧p8-9）
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない
  - ・選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化　【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
  - ・本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能　【民法876条の5】（新旧p34-35）

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
  - ・パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設　【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- 押印に関する慣行や法意識の変容
  - ・押印の任意化　【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。　等

施行日　成年後見制度：公布から２年６月を超えない範囲で政令で定める日　　遺言制度：公布から１年（システム改修を要するものは３年）を超えない範囲で政令で定める日

成年後見制度の見直し　法定後見制度の見直し（開始の要件及び効果、終了等）

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

1．本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること

○　事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると、成年後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度（後見の制度）のみ利用できる
　利用動機（例えば遺産分割）と比べて自己決定が必要以上に制限される

※　現行法は事理弁識能力の程度に応じ、利用できる制度が次のどれかに定まる
　後見：包括的な代理権・取消権
　保佐：個別の代理権・幅広い要同意事項
　補助：個別の代理権・個別の要同意事項
　　（同意を得ることなく行った行為は取消可能）

※　後見の制度の利用に際しては、明らかに必要がないときは鑑定が不要

▶

- **特定の行為について権限を付与する仕組みに基本的に一元化**

①事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件として、特定の行為について個別に
・補助人に代理権（例えば遺産分割の代理権）を付与する審判
・補助人の同意を要するとの審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消可能）　【民法7条、9条、11条】（新旧ｐ2-8）

→本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止

例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定されるときは、
法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能　【民法10条】（新旧ｐ6-7）

★　特定補助の仕組みの利用に際しては、医師二人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要
【家事事件手続法119条】（新旧p85）

○　後見・保佐の制度では、利用動機の事務が終了しても事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない

▶

- **事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権（※）により、制度利用を終了可能**　【民法12条】（新旧p8-9）

※　補助人に義務付けられる家庭裁判所への毎年１回の本人の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなったと認めるとき

成年後見制度の見直し

法定後見制度の見直し（補助人の職務等、報酬）

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

2．本人の自己決定の更なる尊重を図ること

○ 本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき
※ 現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

▶ ● **家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定** 【民法876条の2】（新旧p32-33）
→「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

○ 成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない
※ 解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

▶ ● **解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加** 【民法876条の5】（新旧p34-35）
→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

○ 成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

▶ ● **補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化** 【民法876条の11】（新旧p38）

3．報酬の予測可能性を高めること

○ 成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき
※ 現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

▶ ● **家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化** 【民法876条の19】（新旧p42）
※ 予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

成年後見制度の見直し

法定後見制度の見直し（死後事務・家事事件）及びその他

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

4．補助人に対するニーズに対応可能とするために死後事務に関する補助人の権限を拡充すること

○ 補助人に本人の死亡後の死体の火葬・埋葬に関する契約や未払金の支払をする権限がない
補助の制度に一元化することに伴い、本人死亡後の事務が滞る可能性
※ 現行法は成年後見人にのみ死後事務の権限を認めている

▶ ● **補助人が、次の行為をすることが可能** 【民法876条の26】（新旧p44-45）
・本人の死体の火葬・埋葬の契約の締結
・本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為（例えば、施設入所契約・施設利用料の支払の代理権付与の審判を受けた補助人が、本人死亡後に未払の施設利用料を支払うこと）

5．家事事件手続の見直し

○ 本人の自己決定を尊重する観点から家事審判手続において本人の意思をできるだけ反映することが必要

▶ ● **補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判等においても、原則として、本人の陳述聴取が必要** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

○ 補助の制度を利用する必要の有無は、医学的な観点のみではなく、本人の生活の状況等を踏まえて判断することが必要

▶ ● **家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができることを明確化** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

6．意思表示を受領する特別代理人の制度を新設すること

○ 補助の制度は本人にとって必要な場合にのみ利用されるので、事理弁識能力を欠く常況にある者であっても本人に代わって意思表示を受領する法定代理人が存在しない場面が発生

▶ ● **意思表示の相手方が事理弁識能力を欠く常況にあり、その者のために意思表示を受ける者がないときは、家庭裁判所が、表意者の請求によって、意思表示の受領のための特別代理人を選任する制度を新設** 【民法98条の3、家事事件手続法149条の2】（新旧p14-15、116）
※ 意思表示の受領の特別代理人は、必要に応じて補助開始の審判・代理権の付与の審判を請求して、必要な対応を補助人に引き継ぐことが可能

成年後見制度の見直し　**任意後見制度の見直し**

施行：公布（令和8年6月24日）から2年6月以内

7．任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること

○　本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須

※　任意後見人の監督について明らかに任意後見監督人が不要で家庭裁判所による監督でも足りるケースもあり、ケースによっては監督の負担が重いとの指摘

▶ ●　**家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能**　【任意後見契約法7条】（新旧p61-62）

○　法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了し、本人の意思に基づく任意後見契約の十分な活用が困難

▶ ●　**補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容**
→任意後見契約の十分な活用が可能
【任意後見契約法5条等（現行任意後見契約法4条1項2号、2項、10条3項の削除）】（新旧p59-61、64-65）
※　補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限が重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設

○　本人が依頼した任意後見人（任意後見受任者）が死亡した場合などに備えて次の任意後見人を依頼する仕組みがない

▶ ●　**本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能**　【任意後見契約法4条、5条】（新旧p59-60）

○　本人の事理弁識能力が低下しても任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがされない（任意後見契約で合意した事務の履行について監督の制度が発動しない）

※　現行法は申立権者を親族又は任意後見受任者に限定

▶ ●　**本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能**【任意後見契約法5条、6条】（新旧p59-61）
※　親族以外の者であっても、本人が、将来に備えて、例えば、自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能
★　**補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て**【民法7条、8条】（新旧p2-3）

5

成年後見制度の見直し　**経過措置**

法定後見制度の見直しに伴う主な経過措置

後見・保佐

・利用中の制度の利用を継続したい場合 ▶ **基本的には現行法の内容で利用継続可能**【附則2条、3条】
解任事由（※1）**・意向尊重義務**（※2）**は改正後の民法を適用**【附則2条、3条】
※1　本人の利益のため特に必要があるときに解任可能
※2　補助人がその事務を行うに当たっては、適切な方法により、補助の事務に関する本人の意向を把握するようにしなければならない

・新制度に移行したい場合 ▶ **改正後の補助の制度に係る申立て**（※3）**をして新制度を利用**【新民法7条等】
現在利用中の後見・保佐開始の審判は取消し【附則2条、3条】
※3　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

・制度利用を終了したい場合 ▶ **後見・保佐開始の審判の取消しの申立て**（※4）**可能**【附則2条、3条】
※4　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

※令和7年12月末日時点の利用者数　後見18万0828人、保佐5万8162人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」）

補助

・利用中の制度を利用を継続したい場合 ▶ **改正後の補助の制度の内容で利用継続可能**【附則4条】

・制度利用を終了したい場合 ▶ **補助開始の審判の取消しの申立て**（※5）**可能**【新民法12条】
※5　申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、補助人等

※令和7年12月末日時点の利用者数　補助1万8078人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」）

任意後見制度の見直しに伴う主な経過措置

・施行日前に締結された任意後見契約 ▶ **改正後の任意後見契約法を適用**【附則6条】（※6）
※6　ただし、旧法下で生じた任意後見契約に係る効力は維持【附則6条】

6

山形市成年後見推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者（以下「認知機能に障がいを有する者等」という。）の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議等を行うため、山形市成年後見推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議等を行う。

⑴　この市における成年後見制度の利用の促進に関すること。

⑵　その他認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に資すること。

（構成）

第３条　推進協議会の委員は、認知機能に障がいを有する者等の権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者として次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

⑴　学識経験者

⑵　権利擁護関係者

⑶　医療関係者

⑷　地域福祉関係者

⑸　社会福祉関係者

⑹　行政関係者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　推進協議会に会長を１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

３　会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第６条　委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより特定の個人、団体等に不利益をもたらすことが予見される場合には、会長の判断により非公開とすることができる。

（事務局）

第８条　推進協議会の会務を処理させるため、福祉推進部に事務局を置く。

２　事務局員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。